

## 地籍調査促進検討小委員会の中間取りまとめ 「都市部及び山村部における地籍整備の促進策」について

### 1 経緯

地籍調査の進捗率は、平成18年度末現在で全国47%にとどまり、特に都市部で19%、山村部で40%と遅れている状況にある。

このような状況を受けて、平成19年2月に、国土審議会土地政策分科会企画部会の下に地籍調査促進検討小委員会を設置することが決定され、平成19年6月より、同小委員会で都市部及び山村部における地籍調査促進のための取組と今後の対応等について検討が進められた。

同年9月、同小委員会による中間取りまとめが行われ、都市部及び山村部における地籍整備の促進策とともに、公共事業との連携など地籍整備全般の促進策について報告された。

### 2 中間取りまとめの概要

#### (1) 都市部における地籍整備の促進策

公図と現況のずれの程度に応じた取組を進めていくことが効率的であるとされ、都市再生街区基本調査の成果とともに、地積測量図等の民間測量データを活用すること等が提案された。

#### (2) 山村部における地籍整備の促進策

境界確認の効率的な実施に向けて調査手法を見直すことに加え、包括外部委託や新技術の活用等による簡易な測量手法の導入等が提案された。

#### (3) 地籍整備全般の促進策

公共事業との連携のほか、民間測量成果の活用や法務省との連携を図ること等が提案された。

### 3 地籍整備の促進策の具体化

平成20年度から、公共事業の実施予定地域において地籍調査を連携して実施する公共事業連携調査を開始しているほか、山村部において筆界案作成手続の弾力化及び包括外部委託の導入を行っている。

今後とも、本取りまとめで提案された対策の具体化に向け必要な措置を講じていく。